

大個審答申第 126 号
令和 2 年 1 月 31 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 松本 和彦

答申書

大阪市個人情報保護条例(平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。)第 45 条に基づき、大阪市長(以下「実施機関」という。)から平成 30 年 2 月 2 日付け大東淀窓住第 484 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 29 年 9 月 19 日付け大東淀窓住第 349 号により行った部分開示決定(以下「本件決定」という。)は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、平成 29 年 9 月 4 日、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 29 年 5 月 1 日から平成 29 年 8 月 21 日の間に請求された住民票の写し(附票含む)並びに戸籍謄本、戸籍抄本及び戸籍附票の請求書で請求者が私以外のもの」を求める開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「住民票の写し等職務上請求書(請求日：平成 29 年 7 月 12 日 1 通)、(請求日：平成 29 年 8 月 2 日 1 通)、(請求日：平成 29 年 8 月 3 日 1 通)」、「戸籍謄本等職務上請求書(請求日：平成 29 年 7 月 12 日 1 通)、(請求日：平成 29 年 8 月 3 日 1 通)」及び「戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)等交付請求書(請求日：平成 29 年 7 月 11 日 1 通)」と特定した上で、「請求に係る者の氏名及び生年月日」、「利用目的の内容」、「業務の種類」、「依頼者の氏名又は名称」、「使者の住所及び氏名」、「利用目的の種別及び内容」、「手続きをされる方の住所、電話番号、氏名、生年月日」、「筆頭者の氏名欄中筆頭者の氏名及び生年月日以外の項目」、「請求者と筆頭者との関係」、「請求の理由及び提出先」、「権限書類」、「本人確認」、「法人等の印影」を開示しない理由を次のとおり付して条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

記

条例第 19 条第 2 号に該当(平成 29 年大阪市条例第 69 号による改正前のもの。以下同じ)

(説明)

「請求に係る者の氏名及び生年月日」、「利用目的の内容」、「業務の種類」、「依頼者の氏名又は名称」、「使用者の住所及び氏名」、「利用目的の種別及び内容」、「手続きをされる方の住所、電話番号、氏名、生年月日」、「筆頭者の氏名欄中筆頭者の氏名及び生年月日以外の項目」、「請求者と筆頭者との関係」、「請求の理由及び提出先」、「権限書類」、「本人確認」については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第 19 条第 3 号に該当

(説明)

「法人等の印影」については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 10 月 11 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 4 条第 1 号に基づき、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、「住民票の写し等職務上請求書 請求日：平成 29 年 7 月 12 日 1 通」(以下「本件情報」という。)における「依頼者の氏名又は名称」(以下「本件非開示部分」という。)について開示を求める。

2 審査請求の理由

本件情報について、弁護士(以下「本件弁護士」という。)が遺産分割調停申立を行うために請求したものであり、本来、当該遺産分割調停申立を行うためには、相続人である審査請求人の妻のみの戸籍の附票の写しで十分であり、審査請求人の戸籍の附票の写しは不要であることから、大阪市が実質的に戸籍の附票の写しの利用目的を確認せずに交付したことは、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。)第 12 条の 3 第 2 項の法的要件を満たしていないため、住基法に違反している。

戸籍の附票の写しの開示によって依頼者(以下「本件依頼者」という。)が取得した個人情報、自己が欲しない他者にはみだりに開示されないものと期待し、プライバシーに関する情報として法的保護の対象となるというべきであり、世帯全員分の戸籍

の附票の写しを取得されたことで、当該遺産分割とは関係のない審査請求人のプライバシーに関する情報を不正に取得された。

そうすると、審査請求人は本件弁護士へ戸籍の附票の写しの請求を依頼した者に対して損害賠償請求権を有している。

そして、本件依頼者に対して損害賠償請求を行うために、条例第 19 条第 2 号ただし書イを根拠に開示を求める権利を有している。

したがって、本件非開示部分を明らかにした上で、損害賠償請求訴訟を行う証拠としての裁判所への提出を考えているため、開示を求める。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件情報について

本件情報は、平成 29 年 7 月 12 日に住基法第 20 条第 4 項に基づき、本件弁護士から実施機関に提出された、審査請求人に係る住民票の写し等職務上請求書である。

2 本件非開示部分について

本件非開示部分は、本件情報に記載された、開示請求者以外の個人に関する情報である。

3 戸籍の附票の写しの交付に係る事務について

戸籍の附票の写しの交付に係る事務については、住基法の規定に基づき行われる。

戸籍の附票は、住基法第 16 条で「市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。」と規定されている。

戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる(住基法第 20 条第 1 項)。

また、国又は地方公共団体の機関の請求による戸籍の附票の写しの交付(住基法第 20 条第 2 項)、本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付(住基法第 20 条第 3 項)が可能である。

さらに、住基法第 12 条の 3 第 3 項に規定する特定事務受任者(弁護士(弁護士法人を含む。)、司法書士(司法書士法人を含む。)、土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)、税理士(税理士法人を含む。)、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)、弁理士(特許業務法人を含む。)、海事代理士又は行政書士(行政書士法人を含む。))から、受任している事件又は事務の依頼者が正当な請求事由で戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができるとされている(住基法第 20 条第 4 項)。

本件情報は、住基法第 20 条第 4 項の規定に基づき、本件弁護士から実施機関に提出されたものである。

4 本件非開示部分を開示しなかった理由について

本件非開示部分は、開示請求者以外の個人の氏名であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別されるものであることから、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、かつ同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないとして、非開示としたものである。

審査請求人は、前記第 3 のとおり、本件非開示部分については、同条第 2 号ただし書イに該当する旨主張しているが、遺産分割調停申立を行うための戸籍の附票の写しの請求は、手続きを進めるため、相続人の現住所の把握等を目的に行われるものであり、相続人が住所に関する届出を適正に行っていない等により、戸籍の附票の写しにより現住所が判明しない場合は、同一戸籍の親族の住所を参考にすることなども想定される。

よって、実施機関としては、「住民票の写し等職務上請求書(住基法第 12 条の 3 第 2 項等よる申出)」により請求があったため、当該申出を相当と認め、住基法第 20 条第 4 項の規定に基づき当該戸籍の附票の写しを交付したものである。

したがって、条例第 19 条第 2 号ただし書イに該当する特段の事情があるとは認められないと判断する。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務付けているわけではなく、第 19 条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第 19 条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件決定に係る保有個人情報について

本件決定に係る保有個人情報は、特定日に本件弁護士が実施機関に提出した住民票の写し等職務上請求書に記録された情報である。

当審議会において本件情報を見分したところ、本件情報は日本弁護士連合会統一用紙であり、「請求の種別」、「住所又は本籍」、「世帯主・筆頭者の氏名」、「法 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項以外の事項」、「請求に係る者の氏名」、「利用目的」、「利用

目的の内容」、「業務の種類」、「依頼者の氏名又は名称」、「請求者 事務所所在地、事務所名、氏名、登録・電話番号」、「使者(事務職員限定) 住所、氏名」の各欄で構成されている。

3 本件情報について実施機関が非開示とした部分について

本件決定においては、本件情報のうち「請求に係る者の氏名」、「利用目的の内容」、「業務の種類」及び「依頼者の氏名又は名称」の各欄に記録された情報が非開示とされており、その他の情報については開示されていることが認められる。

4 争点

実施機関は、本件請求について、本件非開示部分が条例第 19 条第 2 号に該当するとして本件決定を行ったのに対し、審査請求人は、本件非開示部分が同条第 2 号ただし書イに該当する旨主張して、本件決定(開示部分を除く)を取り消し、本件非開示部分の開示を求めるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件非開示部分の条例第 19 条第 2 号該当性である。

なお、実施機関及び審査請求人共に主張していないが、当審議会として本件非開示部分の条例第 19 条第 3 号該当性についても検討することとする。

5 条例第 19 条第 2 号について

条例第 19 条第 2 号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないことができると規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が…公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

6 本件非開示部分の条例第 19 条第 2 号該当性について

(1) 条例第 19 条第 2 号該当性について

当審議会において本件非開示部分を見分したところ、本件非開示部分は、本件弁護士に業務を委任したとされる本件依頼者の氏名である。

本件非開示部分は、審査請求人以外の特定の個人であつて、当該氏名そのものにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、かつ、その性質上、同号ただし書ア及びウのいずれ

れにも該当しない。

(2) 条例第 19 条第 2 号ただし書イ該当性について

ア 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件情報について、本件弁護士が遺産分割調停申立を行うために請求したものであり、本来、当該遺産分割調停申立を行うためには、相続人である審査請求人の妻のみの戸籍の附票の写しで十分なところ、世帯全員分を取得されたことで、当該遺産分割とは関係のない審査請求人の個人情報をも不正に取得され、本件依頼者に対して損害賠償請求権を有しており、条例第 19 条第 2 号ただし書イにより本件非開示部分を開示すべきである旨主張する。

イ 個人情報の不正取得の可能性がある場合の条例第 19 条各号該当性の判断

ここで、条例第 19 条各号該当性の判断に際しては、条例の趣旨に鑑み、審査請求人の主張・見解のみならず、実施機関の行った処分理由、審査請求人以外の者に関する情報と当該情報が記録された公文書の性質や内容からみて、総合的に判断しなければならない。

よって、審査請求人の個人情報も不正に取得された旨の審査請求人の主張は、審査請求人、参加人、実施機関等から不正の事実を明確に示す資料等の提出があり、開示することにより得られる公益が非開示とすることにより得られる利益より優越すると判断できる場合を除き、当審議会の判断を左右するものではない。

ウ 本件非開示部分の条例第 19 条第 2 号ただし書イ該当性

審査請求人が審査請求の理由で述べている、本件弁護士が審査請求人の妻を相続人とした遺産分割調停申立を行うために戸籍の附票の写しを請求したと仮定した場合について、以下検討する。

審査請求人の妻を相続人とした遺産分割調停申立を行うために、本件弁護士が審査請求人の妻の戸籍の附票の写しだけでなく、審査請求人の戸籍の附票の写しも取得したとすると、不要な人の戸籍の附票の写しまで取得している可能性は否定できないところではある。

しかし、実施機関によると、遺産分割調停申立を行うための戸籍の附票の写しの請求は、手続きを進めるため、相続人の現住所の把握等を目的に行われるものであり、相続人が住所に関する届出を適正に行っていない等により、戸籍の附票の写しにより現住所が判明しない場合は、同一戸籍の親族の住所を参考にすることなども想定されるとのことであった。

当審議会としては、本件弁護士が審査請求人の妻を相続人とした遺産分割調停申立を行うために戸籍の附票の写しを請求していたとしても、当該遺産分割調停申立における審査請求人の戸籍の附票の写しが不要であると断定できない以上、不正取得であると直ちに判断することはできない。

また、本件審査請求で審査請求人から提出された証拠を見分しても、当該遺産分割調停申立に審査請求人の戸籍の附票の写しが不要だとする確証は得られなかった。

以上から、当審議会としては、審査請求人の主張する本件依頼者による不要な個人情報の取得の事実を否定するものではないが、その事実が明らかでなく、審

査請求人が本件依頼者に対して損害賠償請求権を有しているか不確定な状況では、本市の個人情報保護制度下において、個人情報の不正取得に対する損害賠償請求をするために本件情報の開示を求めるとの審査請求の趣旨を全面的に是認した上で、条例第 19 条第 2 号該当性の判断を行うことは困難である。

したがって、本件依頼者による不要な個人情報の取得の事実が明らかでなく、審査請求人が本件依頼者に対して損害賠償請求権を有しているか不確定な状況では、開示することにより得られる公益があるとまでは認められない以上、開示により得られる公益と非開示とすることにより得られる利益を比較衡量することはできないため、審査請求人に係る戸籍の附票の写しが実際に取得されていることを考慮に入れたとしても、本件非開示部分が条例第 19 条第 2 号ただし書イに該当すると判断することはできない。

なお、審査請求人は実施機関の戸籍の附票の写しの交付事務について、住基法に違反している旨主張しているが、「住民票の写し等職務上請求書(住基法第 12 条の 3 第 2 項等よる申出)」により請求があったため、当該申出を相当と認め、住基法第 20 条第 4 項の規定に基づき当該戸籍の附票の写しを交付したとする実施機関の主張から、不適正な事務であったとまでは認められない。

7 本件非開示部分の条例第 19 条第 3 号該当性について

上記 4 で述べたとおり、実施機関及び審査請求人は共に主張していないが、当審議会として本件非開示部分の条例第 19 条第 3 号該当性について、以下検討する。

(1) 条例 19 条第 3 号について

条例第 19 条第 3 号本文は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)や事業を営む個人の事業活動や正当な競争は社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として開示しないことができる」と規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等又は事業を営む個人(以下「法人等の事業者」という。)が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他開示することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

(2) 本件非開示部分の条例第 19 条第 3 号該当性について

そもそも本件非開示部分は、本件弁護士が誰から業務を受任しているかの情報であって、当該情報は、秘密保持の義務を定めた弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)第 23 条に規定する「職務上知り得た秘密」に該当する情報である。

したがって、本件非開示部分を開示することにより、本件弁護士の正当な利益を

害するおそれがあると認められることから、本件非開示部分は、条例第 19 条第 3 号本文に該当し、かつ、前記 6 (2)に記載した条例第 19 条第 2 号ただし書イ該当性の判断と同様、本件非開示部分が条例第 19 条第 3 号ただし書に該当する事情は認められない。

以上より、本件非開示部分は、条例第 19 条第 3 号にも該当すると認められる。

8 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 小谷真理

(参考)調査審議の経過 平成 29 年度諮問受理第 12 号

年 月 日	経 過
平成 30 年 2 月 2 日	諮問書の受理
令和元年 7 月 18 日	実施機関から意見書の收受
令和元年 7 月 24 日	調査審議
令和元年 8 月 9 日	審査請求人から意見書の收受
令和元年 10 月 11 日	調査審議
令和元年 11 月 25 日	調査審議
令和元年 12 月 17 日	調査審議
令和 2 年 1 月 31 日	答申